

川崎市総合計画 改定素案

令和7(2025)年11月
川崎市

川崎市総合計画改定素案について

- ・ 川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成しています。
- ・ 令和7(2025)年度は「第3期実施計画」の最終年度にあたるとともに、「基本構想」、「基本計画」の策定から10年が経過することから、持続的な発展に向けて、年度内に総合計画を改定^(※)することとし、この度、改定素案をとりまとめました。
- ・ 今後、パブリックコメントや市民説明会、各種団体等への出前説明会、市議会における議論等、市民の皆様の御意見をしっかりと踏まえるとともに、持続可能な行財政運営を可能とする「行財政改革第4期プログラム」の検討と連携しながら、計画改定に向けて更なる検討を進め、令和8(2026)年2月に改定案をとりまとめ、同年3月に総合計画を改定します。

パブリックコメント手続の実施

1 意見募集期間

令和7(2025)年11月27日(木)～12月26日(金)

2 意見提出方法

次のいずれかの方法で御意見をお寄せください。書式は自由です。

- インターネット

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/170/0000181932.html>

- FAX、郵送等

FAX 044-200-0401

郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市 総務企画局 都市政策部 企画調整課 あて

※ 持参の場合は市役所本庁舎8階までお越しください。

市民説明会の開催

1 開催日時

令和7(2025)年12月20日(土)
14時00分～16時00分

2 会場

中原区役所 5階 会議室

※会場への参加は事前の申込が必要です。

※当日はライブ配信も行います。詳細はこちらのページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000181929.html>

(※) 基本構想及び基本計画の改定、次期実施計画の策定を合わせて「総合計画の改定」といいます。

序章

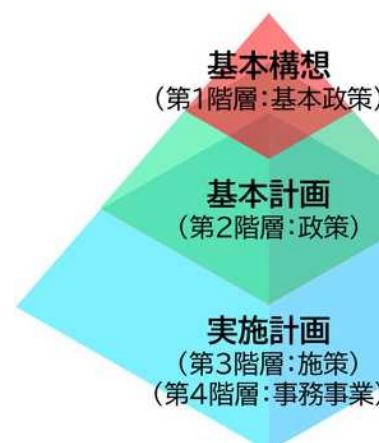
1 総合計画の趣旨

- 行政が担う分野や役割は多岐にわたりますが、近年、社会経済環境の急速な変化により、行政課題は一層複雑かつ多様化しています。
- こうした中においても、本市が持続的な発展を遂げるためには、限られた財源や人員といった経営資源を有効に活用し、計画的かつ効果的に施策を展開していくことが求められます。
- また、行政だけでは解決が困難な課題に、市民、企業、団体、大学など多様な主体と連携しながら地域社会全体で立ち向かうため、まちづくりのビジョンや方向性を広く共有することも重要です。
- 総合計画は、こうした認識のもと、本市がめざす将来の姿を示し、その実現に向けた取組を体系的にとりまとめた、行政運営の基本となる計画です。

2 総合計画の構成

- 総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とします。
- 「基本構想」では、今後30年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、基本政策を定めます。
- 「基本計画」では、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、政策及びその方向性を明らかにします。
- 「実施計画」では、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めます。また、第4期実施計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとします。

川崎市総合計画(政策体系)



【基本構想】

本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めるもの

【基本計画】

基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするもの

【実施計画】

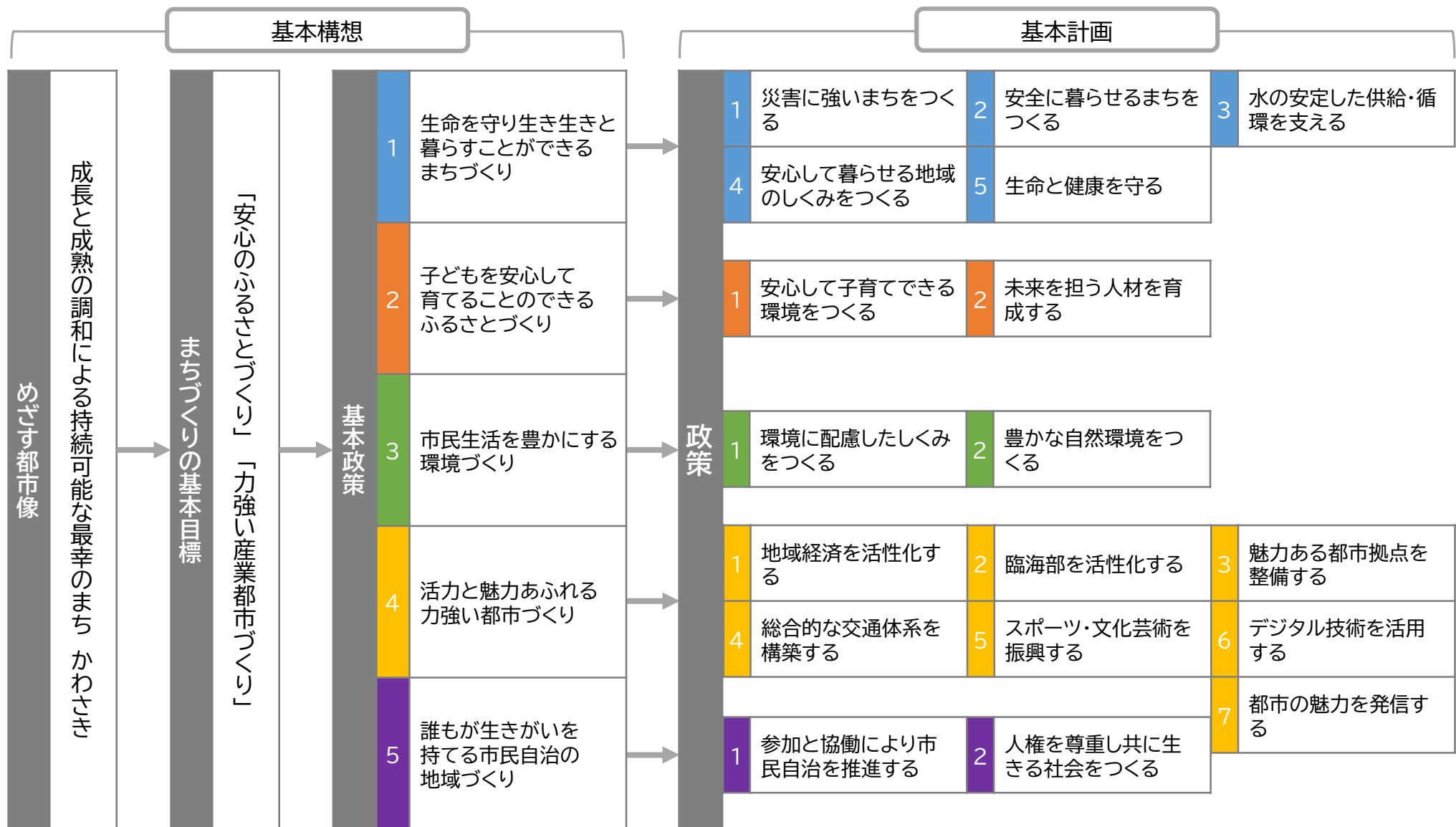
上記のビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもの

3 計画期間

- 基本構想
計画期間の定めなし
- 基本計画
令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間
- 第4期実施計画
令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間



4 政策の体系



基本構想

I 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性など、多彩な特色を有しています。

このまちの歴史を紐解くと、かつて街道や宿場として栄え、多くの人々が行き交い、さまざまな文化が根付き、現在に至るまで多様な価値観を受け入れ、新しいものに寛容な風土が育まれてきました。

また、震災や戦災、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきたさまざまな困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

こうした多様性や挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、さまざまな文化に彩られた利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少社会においても成長が見込まれる生命科学・医療技術、環境・エネルギー、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続け、令和6(2024)年7月1日には市制100周年という歴史的な節目を迎えました。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これまで人口増加が続いた川崎市においても、近い将来、急速な高齢化と人口減少への転換が見込まれます。

さらに、気候変動問題の深刻化、AI(人工知能)をはじめとする革新的な技術の進展、国際情勢の不確実性の高まりなど、時代はまさに激動しています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や事業者、行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

II めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさとは、すべての市民が安全に安心して暮らせる環境のもと、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となつたさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、国と地方の適切な役割分担のもと、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

川崎市ブランドメッセージ

III 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、生命や財産などが確実に守られる必要があります。首都直下地震をはじめとした大規模地震の切迫性の高まりや、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加する中においても、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。



3 市民生活を豊かにする環境づくり

私たちの暮らしは豊かな自然環境に支えられていますが、気候変動や資源の逼迫、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題は、より深刻化しています。環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、脱炭素化や資源循環を加速するなど、地球や地域の環境を保全し、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

2 子どもを安心して育てるこことできるふるさとづくり

将来を予測することが困難な時代においても、子どもたちが夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会を実現するために、妊娠期から子育て期まで、子どもと家庭に寄り添った切れ目のない支援を進めるとともに、地域全体で子育てを支えるまちづくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていける社会をめざします。

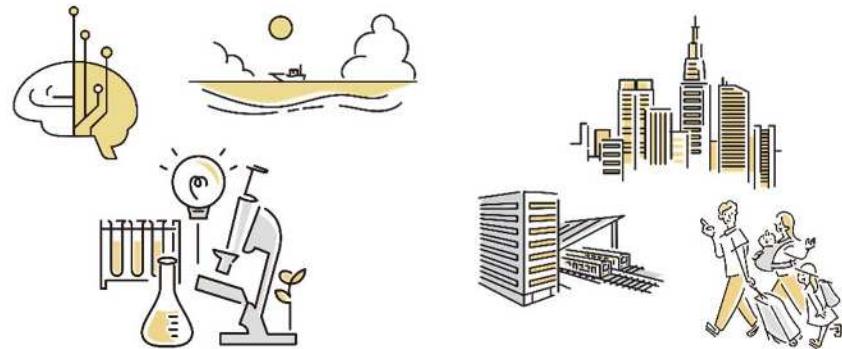
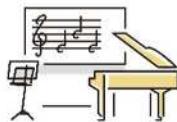


4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

経済や暮らしを支える中小企業の活性化と、誰もが生き生きと働き続けられる環境づくりを進めます。あわせて、人口減少や気候変動などの社会課題解決につながる最先端技術やイノベーションを生み出す拠点を形成し、我が国の成長を力強く牽引する、未来志向の産業都市づくりを進めます。

また、多くの人が集い、賑わう広域的な拠点の整備や、誰もが安全・安心に暮らせる身近なまちづくりと、これらをつなぎ、支える交通ネットワークの形成とを両輪で進めることにより、持続可能なまちづくりを進めます。

さらに、地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にしながら、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げます。それらが融合し、進化する川崎の多彩な魅力を戦略的に発信することで、都市ブランドの確立とシビックプライドの醸成を図り、賑わいと交流が広がるまちづくりを進めます。



5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって学び、生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら、個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

基本計画

I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

II 計画期間

令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間

III 政策の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策1-1 災害に強いまちをつくる	<p>大規模地震や風水害など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていく必要があります。</p> <p>かけがえのない市民の生命や財産を守るために、広域的な連携を図りながら、まちの耐震化や不燃化、浸水対策、消防力の強化を着実に進めるとともに、行政と市民、団体、企業等が連携し、自助・共助・公助の役割のもと、地域社会全体で力を合わせながら、災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。</p>
	政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる	<p>自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。</p> <p>また、地域の生活基盤となる道路等を適切に維持・管理し、安全で快適な市民の暮らしを支えます。</p>
	政策1-3 水の安定した供給・循環を支える	<p>水道と下水道は、市民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤であり、大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化など、自然災害リスクが増大する中、将来にわたり安定して機能させることが求められています。</p> <p>持続可能な上下水道機能を確保するため、水道水の安定供給と健全な水循環の形成に取り組みながら、施設の耐震化や、浸水、老朽化対策を計画的に進めます。</p>

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策1-4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる	<p>急速な高齢化の進行に伴い、支援が必要となる高齢者の更なる増加が見込まれます。健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化し、地域のさまざまな主体が支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした、誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。</p> <p>また、セーフティネットである社会保障制度を適切に運営し、市民の暮らしの安心を保障します。</p>
	政策1-5 生命と健康を守る	<p>高齢化の進行や疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。</p> <p>地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。</p>
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる	<p>子どもを取り巻く環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。</p> <p>子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。</p>
	政策2-2 未来を担う人材を育成する	<p>社会の不確実性が高まり、子どもたちが将来を描きにくい状況にある中、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。</p> <p>また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。</p>
基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり	政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる	<p>本市はこれまで、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者などとの協働により、地球温暖化対策や、廃棄物の減量、資源化等に取り組んできました。一方で、猛暑による健康被害や集中豪雨による浸水被害など、気候変動問題は深刻化し、市民生活にもさまざまな影響をもたらしています。</p> <p>持続可能な社会を実現するため、大気や水など地域環境の更なる改善を図りながら、気候変動の影響から市民を守る取組を進めるとともに、多様な主体との連携を一層強化し、温室効果ガスの排出量削減や資源循環に向けた取組を着実に推進します。</p>
	政策3-2 豊かな自然環境をつくる	<p>本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々にやすらぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、その存在自体に大きな価値があります。</p> <p>こうした自然環境を市民の貴重な財産として次世代に継承するため、市民や企業など多様な主体と力を合わせて、保全・創出・育成に取り組みます。</p>

<p>基本政策4 活力と魅力あふれる 力強い都市づくり</p>	<p>政策4-1 地域経済を活性化する</p>	<p>急速な高齢化と人口減少への転換が見込まれる中、地域の活力を維持するためには、技術革新や働き方の多様化など、社会経済環境の変化を的確に捉えながら、市内産業を持続的に発展させることができます。</p> <p>医療、福祉、環境など、社会的課題の解決に資する分野におけるイノベーションの創出を促進とともに、市内経済を支える中小企業の競争力を高め、地域産業の基盤強化につなげます。</p> <p>また、川崎の魅力を活かした誘客や、地域に根ざした商業、農業の振興に加えて、若者や女性、高齢者など多様な人材が活躍できる環境を整え、地域経済の好循環を生み出し、活力を高めます。</p>
	<p>政策4-2 臨海部を活性化する</p>	<p>臨海部では、製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスや環境技術など成長分野の集積が進み、かつてない規模の土地利用転換も始まっています。</p> <p>羽田空港との近接性等を活かしながら、日本経済を牽引する高度な産業集積と、新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、多様な人材の集積や、新技術の創出につながる拠点のマネジメントに取り組みます。</p> <p>また、臨海部のカーボンニュートラル化を推進するとともに、港湾物流拠点の形成や市民に親しまれる港づくりを進めます。</p>
	<p>政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する</p>	<p>本市では、首都圏における地理的優位性を活かし、多様な都市機能の集積を進めています。都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。</p> <p>また、急速な高齢化の進行を見据え、誰もが暮らしやすい都市環境の実現に向けて、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点を形成し、身近な地域が連携したまちづくりを進めます。</p>
	<p>政策4-4 総合的な交通体系を構築する</p>	<p>首都圏における交通ネットワークの強化に向けて、既存施設を最大限に活用し、広域交通の円滑化とともに、拠点間の連携など経済活動や市民生活を支える交通環境の形成を図ります。</p> <p>また、急速な高齢化の進行や公共交通分野における人材不足等の課題に対応するため、地域の実情に応じた柔軟な交通サービスの導入など、誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通環境の形成を図ります。</p>

<p>基本政策4</p> <p>活力と魅力あふれる 力強い都市づくり</p>	<p>政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する</p> <p>政策4-6 デジタル技術を活用する</p> <p>政策4-7 都市の魅力を発信する</p>	<p>本市には、トップレベルのスポーツや質の高い芸術に触れる機会が豊富にあり、世界水準の音響性能を誇る「ミューザ川崎シンフォニーホール」をはじめ、魅力的な施設も数多く立地しています。こうした地域資源を活用し、市民の間でさまざまな活動が育まれており、近年ではブレイキンなど、若者を中心とした新しい文化も定着しつつあります。</p> <p>これらの活動は、健康づくりや創造性の育成、人と人とのつながりの促進、さらには地域の魅力の向上にも寄与するものであり、誰もがスポーツや文化芸術に親しめるまちづくりを進めます。</p> <p>人口減少の進行により担い手不足の拡大が見込まれる中、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、デジタル技術の活用がこれまで以上に重要となります。</p> <p>行政手続のオンライン化をはじめ、公共データのオープン化や情報セキュリティの確保、情報機器に不慣れな方への対応など、市民の利便性や行政の信頼の向上に資する行政サービスのデジタル化を推進します。</p> <p>本市では、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、スポーツや音楽、多摩川をはじめとした自然環境など、多様で魅力的な地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積により、都市のポテンシャルも高まっています。</p> <p>こうした川崎の強みを活かし、市民の愛着と誇りを高めるとともに、都市イメージの更なる向上を図るため、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。</p>
<p>基本政策5</p> <p>誰もが生きがいを 持てる市民自治の 地域づくり</p>	<p>政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する</p> <p>政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる</p>	<p>少子高齢化の進行等により、地域の課題がますます複雑化・多様化する一方で、豊富な経験を持つ高齢者、社会貢献に関心を持つ若い世代、地域で活動する団体や企業などの取組も進められています。こうした多様な主体による協働・連携を一層推進し、地域課題の解決に取り組みます。</p> <p>また、区役所を中心に行政サービスの利便性向上を図るとともに、地域の人材や特性を活かして課題に応じたコミュニティ形成を促進し、市民の主体的な活動を支えます。あわせて、生涯学習の機会を通じて、人と人とのつながりを広げるとともに、子どもから高齢者までが互いに学び合い、成長し合える地域を育みます。</p> <p>人と人とのつながりの希薄化や、戦争体験者の高齢化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。</p> <p>一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性の尊重に向けた取組を進めます。</p>

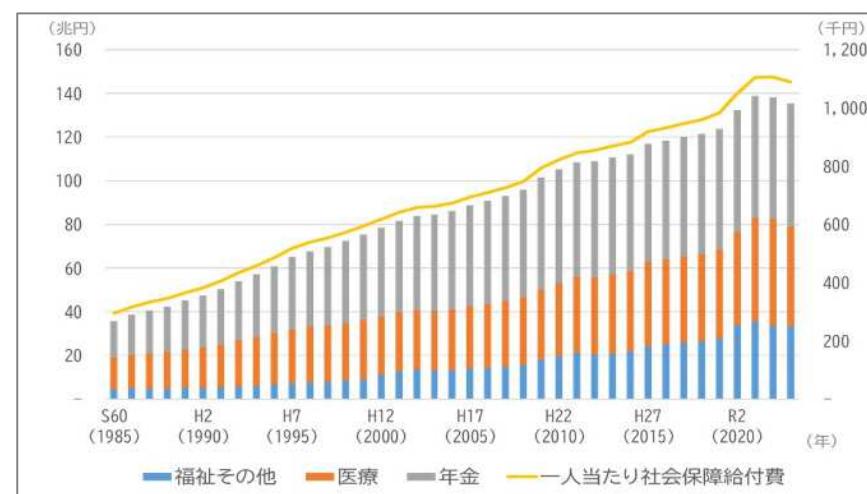
第4期実施計画

1 重点的に取り組む課題(テーマ)

少子高齢化・人口減少対策

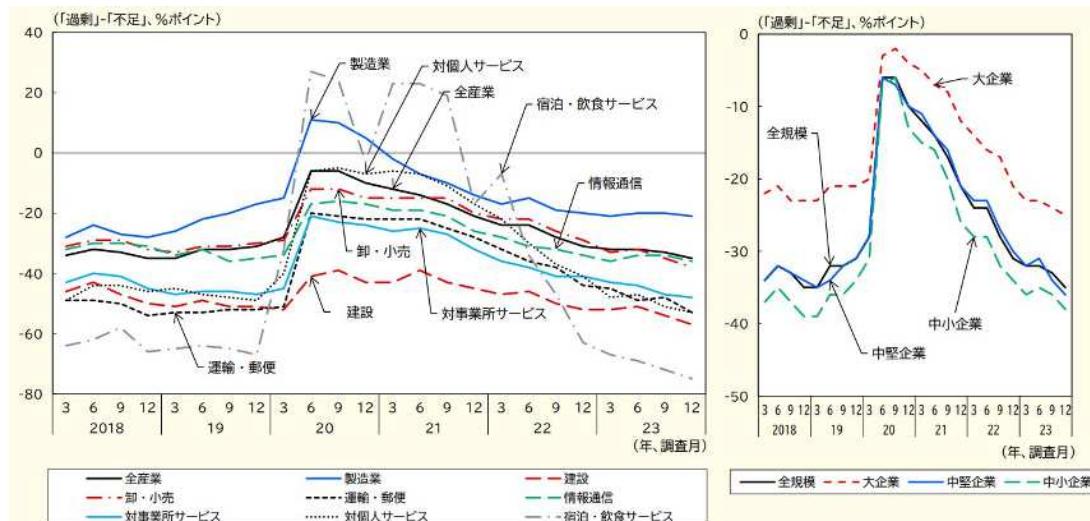
- 少子高齢化・人口減少の進行等を背景に、全国的に深刻な労働力不足が生じています。運転手不足による路線バスの減便など、都市部においても例外ではありません。
- 今後、さらに高齢化が進むことで、人手不足は一層拡大し、市民生活に不可欠なサービスや機能の縮小、質の低下が懸念されます。
- また、人口構造の変化を通じて、年金・医療・介護など社会保障費が増大することで、制度の持続可能性が問われるとともに、財政の硬直化により必要な行政サービスの提供が困難になるおそれがあります。
- こうした影響は、経済成長を抑制し、社会全体の活力を低下させる要因となるほか、防災、福祉、教育、インフラ整備など、あらゆる政策課題への対応における前提条件を大きく変えるものです。
- 本市の持続的な発展に向けて取り組むべき課題は多岐にわたりますが、少子高齢化・人口減少の進行は、まさに都市経営の根幹に関わる重要な課題といえます。

社会保障給付費の推移（国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度 社会保障費用統計」から作成

雇用人員判断D.I. の推移（国）



資料：厚生労働省

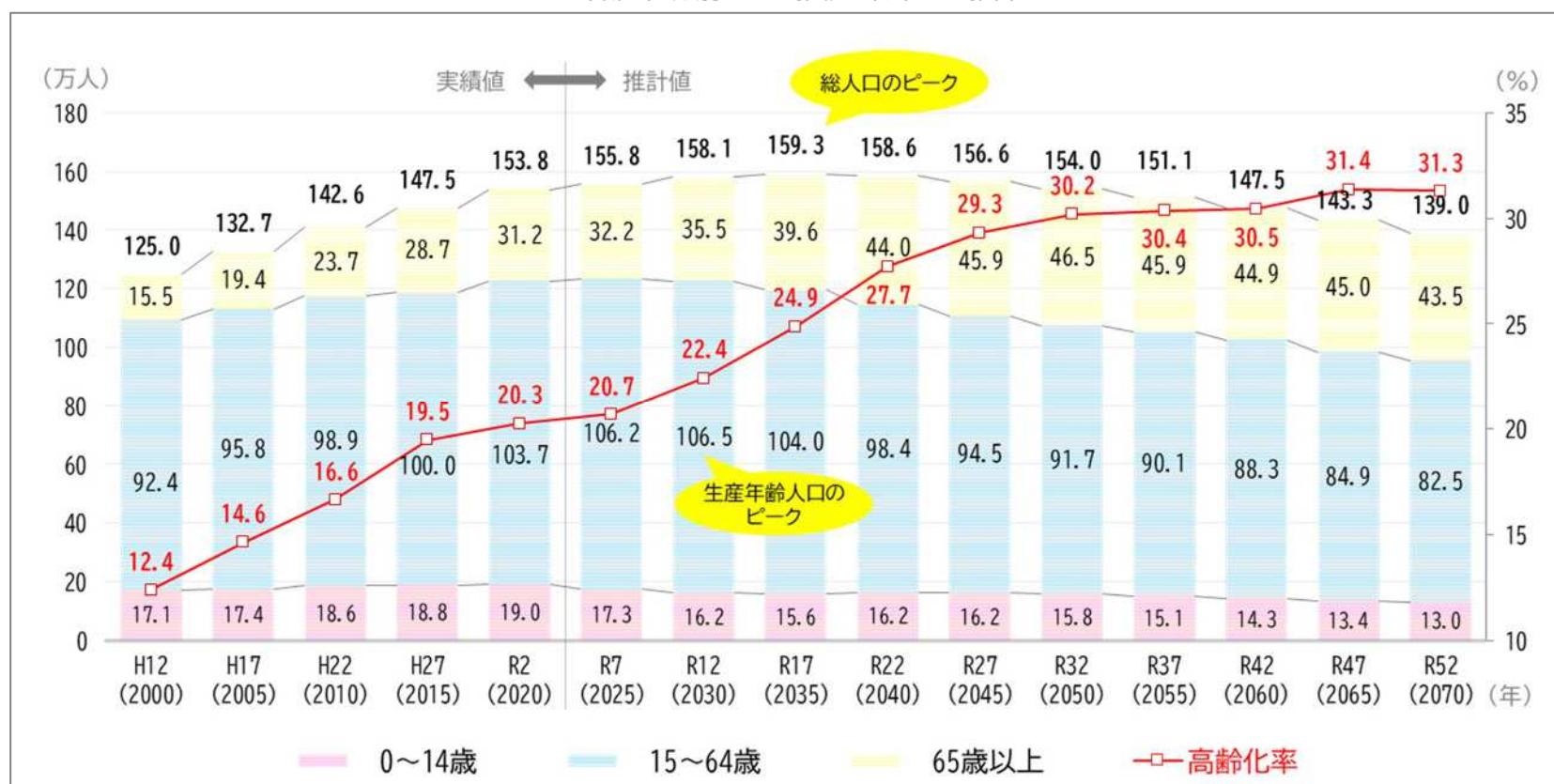
求人倍率と完全失業率の推移(国)



- 全国的に人口減少が進む中、人口増加が続く本市においても、少子高齢化は徐々に進行しており、まもなく、65歳以上の高齢者が21%を超える「超高齢社会」が到来します。
- そして、令和12(2030)年頃には生産年齢人口がピークを迎え、令和17(2035)年頃には人口減少に転じるとともに、高齢者の割合が約4人に1人(24.9%)となるなど、急速な高齢化の進行が見込まれます。

- こうした流れは避けがたいものであることから、第4期実施計画では「少子高齢化・人口減少対策」を重点的に取り組むテーマとして位置づけ、人口減少の進行を可能な限り抑制し、その影響を緩和する取組と、人口減少社会に適応し、持続可能な成長を実現するための取組を両輪で進めていきます。
- 本項では、その主な取組を示すとともに、取組を位置づける施策の番号を併記しています。

年齢3区分別人口の推移と将来人口推計



資料:川崎市作成

子ども・教育

「子育て世代」に選ばれるまちをめざし、これまで進めてきた切れ目のない子育て支援を一層充実させるとともに、子どもたちが安心して学ぶことのできる魅力的な教育環境の整備等に取り組みます。

【主な取組】

- ① 子育て期をはじめとしたライフステージに応じて住み替えがしやすいしくみづくり【施策1-4-4】
- ② 身近な場所での子育て相談の充実【施策2-1-1】
- ③ 地域のつながりを活かした子どもの一時預かりの充実【施策2-1-1】
- ④ 小児医療費助成の対象年齢拡大、一部負担金の廃止【施策2-1-1】
- ⑤ 「かわさき子育てアプリ」のサービス拡充【施策2-1-1】
- ⑥ 子ども・若者の挑戦の後押しとなる支援の充実【施策2-1-2】
- ⑦ 小・中学校におけるGIGA端末と教育データを活用した「わかる」授業の推進【施策2-2-1】
- ⑧ 急増する不登校児童生徒と家族への支援の充実【施策2-2-3】
- ⑨ 全市立学校体育館への空調導入と普通教室等の空調更新【施策2-2-4】
- ⑩ 小学校における朝(始業前)の居場所づくり【施策2-2-5】
- ⑪ 全天候型の子どもの遊び場づくり【施策3-2-2】



健康・福祉

超高齢社会においても、誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心してすこやかに暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた取組や、地域のつながり・しくみづくりをさらに発展させます。

【主な取組】

- ① ケア付き地域の実現に向けた地域包括ケアシステムの進化【施策1-4-1】
- ② 更なる要介護度の改善・維持をめざす健幸寿プロジェクトの推進【施策1-4-2】
- ③ 高齢者や障害者が住宅を借りやすいしくみづくり【施策1-4-4】
- ④ 健康診断等のデータを活用した健康づくり・疾病予防【施策1-4-5】

地域の魅力・価値

交流と賑わいの創出を通じて地域の活力を高めるため、みどりやスポーツ、文化芸術など、多様な地域資源を活かし、地域の魅力と価値の向上に取り組みます。

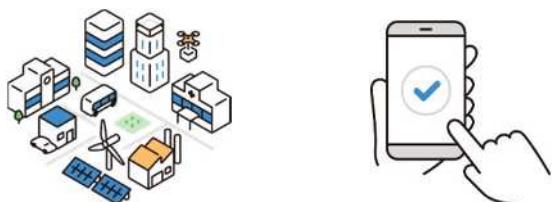
- ① 市民に親しまれる、特色ある公園づくり【施策3-2-1】
- ② 等々力緑地の再編整備【施策3-2-2】
- ③ アーバンスポーツやストリートカルチャーなどの若者文化の振興【施策4-5-1】
- ④ 新たなミュージアムの設置に向けた取組と、芸術を日常的に楽しむ「まちなかミュージアム」の展開【施策4-5-2】
- ⑤ 川崎駅周辺における多様な分野が融合した大規模イベントの開催【施策4-7-1】

社会基盤・生活基盤

市民生活の安全・安心や、都市の持続的な発展に欠かせない、社会基盤や生活基盤の整備等について、デジタル技術の革新や最適化の視点も踏まえながら取組を進めます。

【主な取組】

- ① 指定避難所のマンホールトイレ整備と携帯トイレの備蓄【施策1-1-1】
- ② 防犯カメラの設置拡充【施策1-2-1】
- ③ 上下水道管の耐震化・老朽化対策【施策1-3-1、1-3-2】
- ④ 多摩川河川敷トイレの快適化【施策3-2-2】
- ⑤ 各拠点駅周辺の都市整備の推進(川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼駅等)【施策4-3-1】
- ⑥ 連続立体交差事業(京浜急行大師線、JR南武線)の推進【施策4-4-1】
- ⑦ 横浜市高速鉄道3号線の延伸に向けた取組【施策4-4-1】
- ⑧ 川崎区での自動運転バス(レベル4)の運行開始、他の区への導入展開【施策4-4-2、4-4-3】
- ⑨ 路線バスと多様なモビリティをつなぎ、地域の賑わい創出にも寄与する「モビリティステーション」の形成【施策4-4-2】
- ⑩ スマートフォン等から各種手続を完結できる市役所DXの推進【施策4-6-1】



経済成長・社会課題解決

地域経済の持続的な成長を図るとともに、複雑かつ多様化する社会課題の解決に挑み、イノベーションの創出や多様な主体との共創、連携を通じて、国全体の持続的な成長を牽引します。

【主な取組】

- ① 特別市の早期実現に向けた取組【P15参照】
- ② 高度産業の担い手を育成するための高等専門学校設立に向けた取組【施策2-2-1】
- ③ 家庭や学校の太陽光発電設備を活用した再生可能エネルギーの普及促進【施策3-1-1】
- ④ 更なるごみの減量に向けた市民の取組効果の見える化【施策3-1-2】
- ⑤ 市内で排出されるプラスチックの100%リサイクルの推進【施策3-1-2】
- ⑥ プラスチックをはじめとした多様な素材を資源化する「サーキュラーエコノミー(循環経済)」の推進【施策3-1-2、4-2-1】
- ⑦ 新川崎地区を中心とした「量子イノベーションパーク」の形成【施策4-1-1】
- ⑧ 産業拠点間の連携によるイノベーション・エコシステムの形成【施策4-1-1、4-2-1】
- ⑨ 意欲ある農業者の育成を通じた持続可能な都市農業の推進【施策4-1-4】
- ⑩ 臨海部における新産業拠点の形成、みどりと賑わいの空間の創出に向けた取組【施策4-2-1】



2 | 政策体系別の取組

- 基本構想に掲げる5つの基本政策と、基本計画に掲げる18の政策に基づき、4年間で取り組む48の施策をとりまとめています。

基本政策1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害に強いまちをつくる

- 施策1-1-1 地域防災力の向上
- 施策1-1-2 まちの耐震化・不燃化の推進
- 施策1-1-3 消防力の強化
- 施策1-1-4 河川施設の整備

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

- 施策1-2-1 防犯対策の推進
- 施策1-2-2 交通安全対策の推進
- 施策1-2-3 道路等の維持・管理

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

- 施策1-3-1 安定給水の確保
- 施策1-3-2 下水道による水循環の形成

政策1-4 安心して暮らせる地域のしづみをつくる

- 施策1-4-1 地域包括ケアシステムの推進
- 施策1-4-2 高齢者の地域共生の推進
- 施策1-4-3 障害者の地域共生の推進
- 施策1-4-4 住宅・居住環境の整備
- 施策1-4-5 健康づくりの推進
- 施策1-4-6 生活保障と困窮者の自立促進

政策1-5 生命と健康を守る

- 施策1-5-1 保健医療の推進
- 施策1-5-2 市立病院の運営

基本政策2

子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

- 施策2-1-1 子ども・子育て支援の推進
- 施策2-1-2 子どもが安心できる環境づくり

政策2-2 未来を担う人材を育成する

- 施策2-2-1 子ども主体の学びの推進
- 施策2-2-2 豊かな心とすこやかな体の育成
- 施策2-2-3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
- 施策2-2-4 学びを支える教育環境の充実
- 施策2-2-5 地域と学校の連携・協働

基本政策3

市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしづみをつくる

- 施策3-1-1 脱炭素化の推進
- 施策3-1-2 資源循環の推進
- 施策3-1-3 地域環境対策の推進

政策3-2 豊かな自然環境をつくる

- 施策3-2-1 協働・共創によるみどりのまちづくり
- 施策3-2-2 公園緑地等の整備

基本政策4

活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 地域経済を活性化する

- 施策4-1-1 イノベーション創出の推進
- 施策4-1-2 中小企業の競争力強化
- 施策4-1-3 観光の振興と商業の活性化
- 施策4-1-4 都市農業の振興
- 施策4-1-5 働きやすい環境づくり

政策4-2 臨海部を活性化する

- 施策4-2-1 臨海部の産業集積と基盤整備
- 施策4-2-2 川崎港の競争力の強化

政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する

- 施策4-3-1 都市づくりの推進

政策4-4 総合的な交通体系を構築する

- 施策4-4-1 道路・鉄道網の整備
- 施策4-4-2 身近な交通環境の整備
- 施策4-4-3 市バス事業の運営

政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する

- 施策4-5-1 スポーツのまちづくり
- 施策4-5-2 文化芸術のまちづくり

政策4-6 デジタル技術を活用する

- 施策4-6-1 デジタル行政サービスの推進

政策4-7 都市の魅力を発信する

- 施策4-7-1 戰略的なシティプロモーション

基本政策5

誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

- 施策5-1-1 協働・連携による地域づくり
- 施策5-1-2 区役所サービスの充実
- 施策5-1-3 生涯学習の推進

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

- 施策5-2-1 人権・平和・多様性のまちづくり

施策 3-1-1

脱炭素化の推進

施策の目標
市域の温室効果ガスの排出削減が進んでいる

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
市域の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (環境局調べ)	▲15.3% (R4年度)	▲45.4%以上 (R9年度)
市役所の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (環境局調べ)	▲24.6% (R6年度)	▲45.1%以上 (R10年度)
市域の再生可能エネルギー導入量(環境局調べ)	23.6万kW (R5年度)	29.9万kW以上 (R10年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
・ 環境基本計画 ・ 地球温暖化対策推進基本計画

現状と課題										
<ul style="list-style-type: none"> 本市は地球温暖化対策推進基本計画に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めており、市域全体の温室効果ガス排出量を削減するために市民・事業者の意識改革や行動変容が求められています。また、近年、気温上昇や集中豪雨など、気候変動の影響が市民生活や生態系に深刻な影響を及ぼしており、「気候変動適応策」についても、市域全体で取組を進める必要があります。 市役所は、市域における民生業務部門で最大規模の温室効果ガス排出事業者であることから、率先して省エネエネルギーの徹底や再生可能エネルギー(以下「再エネ」)の導入を進め、市民・事業者の模範となることが求められています。令和7(2025)年4月には、市公共施設の新築時にZEB化を推進する環境配慮基準を策定し、取組を進めていますが、市役所の取組をさらに進める必要があります。 市域の再エネ導入促進に向け、令和7(2025)年4月から新築建築物等への太陽光発電設備等の設置義務制度を開始するとともに、「川崎未来エナジー(株)」と連携して公共施設や民間施設への川崎産グリーン電力の供給を進めるなど、官民連携による電力の地産地消を推進していますが、再エネ導入量の目標達成に向けては更なる導入が必要です。また、省エネ対策や次世代自動車の普及についても進める必要があります。 <p>市域の温室効果ガス排出量の推移</p> <table border="1"> <caption>市域の温室効果ガス排出量の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (t-CO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013</td> <td>2,383</td> </tr> <tr> <td>2020 確定値</td> <td>2,019</td> </tr> <tr> <td>2021 改定値</td> <td>2,019</td> </tr> <tr> <td>2022 暫定値 (年度)</td> <td>2,019</td> </tr> </tbody> </table> <p>2013年度比15.3%減</p> <p>資料:川崎市調べ</p>	年度	排出量 (t-CO ₂)	2013	2,383	2020 確定値	2,019	2021 改定値	2,019	2022 暫定値 (年度)	2,019
年度	排出量 (t-CO ₂)									
2013	2,383									
2020 確定値	2,019									
2021 改定値	2,019									
2022 暫定値 (年度)	2,019									

取組の方向性

- ・「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく、2030年度の市域全体の温室効果ガス削減目標50%の達成に向けた取組の推進
- ・再エネ電力の普及・地産地消に向けた再エネ設備の導入促進や、省エネ取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
脱炭素戦略推進事業	脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」の取組を通じ、市民・事業者の行動変容の促進を図るとともに、モデル地区の横展開に向けた取組を推進します。また、地球温暖化対策推進基本計画改定の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素アクションみぞのくちにおける脱炭素情報特化型広報媒体の設置（R8年度） ・地球温暖化対策推進基本計画の改定（R11年度）
再エネ導入等促進事業	太陽光発電設備の設置義務制度や補助制度の運用等により、次世代太陽電池も含め、住宅等への再エネ設備の導入を促進します。また、脱炭素先行地域の実現や、川崎未来エナジー（株）等と連携し、家庭や学校で生じた太陽光発電の余剰電力を地産地消する等、再エネ普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等への再エネ設備導入補助（毎年度） ・脱炭素先行地域における民間施設への太陽光発電設備の設置（R8年度） ・川崎未来エナジー（株）からの電力供給（毎年度）
事業者脱炭素化支援事業	事業活動脱炭素化取組計画書制度の運用を図るとともに、脱炭素経営アクション推進事業者認定制度や脱炭素経営コンソーシアムを通じたマッチング等により、中小企業の脱炭素経営の促進やグリーンイノベーションの創出に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素経営アクション推進事業者認定制度における伴走支援累計件数（R7年度：制度開始→R11年度：250件） ・川崎CNブランド認定製品等累計件数（R6年度：143件→R11年度：173件）
市役所脱炭素化推進事業	市公共施設のLED化等の実施による省エネ化や、再エネ電力の導入、太陽光発電設備の設置に向けた取組等により、市役所の脱炭素化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・LED導入割合（R6年度：56%→R11年度：84%） ・再エネ電力調達施設割合（R6年度：25%→R11年度：78%） ・太陽光発電設備の設置（毎年度）
次世代自動車普及促進事業	公用乗用自動車への次世代自動車の導入や市公共施設へのパブリック用充電インフラの整備を進めます。また、補助制度を運用して共同住宅への充電インフラの整備を行うことにより、次世代自動車の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公用乗用自動車の次世代自動車導入率（R6年度：61%→R11年度：82%） ・共同住宅への電気自動車用充電インフラの導入補助（毎年度）

施策 3-1-2

資源循環の推進

施策の目標

市域全体に3Rの取組が広がり、循環型社会への移行が進んでいる

現状と課題

- ごみの減量化が着実に進み、1人1日あたりのごみ排出量は政令指定都市で最少となっていますが、分別が不十分な品目への対応や食品ロス対策など、更なる改善が求められており、市民・事業者の意識醸成を促す取組や、リデュース・リユース・リサイクル(3R)を徹底するしくみづくりが求められます。
- 災害時における迅速かつ適正な収集・処理体制の確保や、高齢化の進展に伴うごみ出し困難世帯への対応、さらに施設の老朽化に対応した計画的な施設整備など、安定的な収集・処理体制の確保に向けて取組を進める必要があります。
- ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の約8割はプラスチックごみに起因しており、脱炭素社会の実現に向けてプラスチックごみ対策は重要な課題です。廃棄物処理における脱炭素化を推進するため、プラスチックごみの発生抑制や分別率の向上に加え、余熱利用の促進や脱炭素化技術などの導入の検討を進める必要があります。

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	793g (R6年度)	742g以下 (R11年度)
ごみ焼却量 (環境局調べ)	31.5万t (R6年度)	28.7万t以下 (R11年度)
プラスチック資源の分別率 (環境局調べ)	33% (R6年度)	51%以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 循環型社会形成推進計画
- 地球温暖化対策推進基本計画

1人1日あたりのごみ排出量・ごみ焼却量



取組の方向性

- ・市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
- ・廃棄物処理における安定的な体制の構築や脱炭素化に向けた取組の推進
- ・脱炭素化・循環経済への移行をめざしたプラスチック資源循環の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
ごみ減量・リサイクル推進事業	更なるごみの減量化に向け、市民の取組効果の見える化など、効果的な普及啓発に取り組むとともに、事業者と連携したりユース・リサイクルや食品ロス削減等の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・リユーススポットの拡大(R10～11年度) ・事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組(R10～11年度)
資源物・廃棄物収集事業	資源物・廃棄物を安定的・安全に収集するとともに、高齢社会への対応や脱炭素化を促進する取組を進めます。また、安定的にし尿収集・浄化槽清掃を行うとともに、災害時に備えたし尿収集・処理対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・EVごみ収集車の導入計画の策定（R8年度） ・災害用トイレの備蓄及び組立訓練（毎年度）
資源物・廃棄物処理事業	資源物・廃棄物を安定的・安全に処理するとともに、余熱利用の促進やCCUS技術導入の検証等により、廃棄物処理における脱炭素化・資源循環に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物埋立方針の策定（R9年度） ・浮島処理センターにおけるCO₂回収試験等（R8～11年度）
廃棄物処理施設建設事業	老朽化したごみ焼却処理施設や資源化処理施設等について、社会状況の変化に合わせて市全体の適正な処理能力等を検討するとともに、整備計画等を策定し、定期的に施設の建替えを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・堤根処理センター解体撤去工事及び建設工事（R8～17年度予定） ・新入江崎クリーンセンターの完成（R9年度） ・新たな資源化処理施設の基本計画策定（R8年度）
循環型社会形成推進事業	プラスチックをはじめとしたさまざまな資源の循環に向けた取組や、循環経済への移行に関する実証事業を進めるとともに、市内100%プラスチック資源リサイクルの達成に向けて、法令に基づく国の次期認定取得を進めます。また、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源一括回収の全市拡大（R8年度） ・プラスチック資源リサイクルに係る国の次期認定取得（R10年度） ・災害廃棄物処理に関する訓練（毎年度）

施策 3-1-3

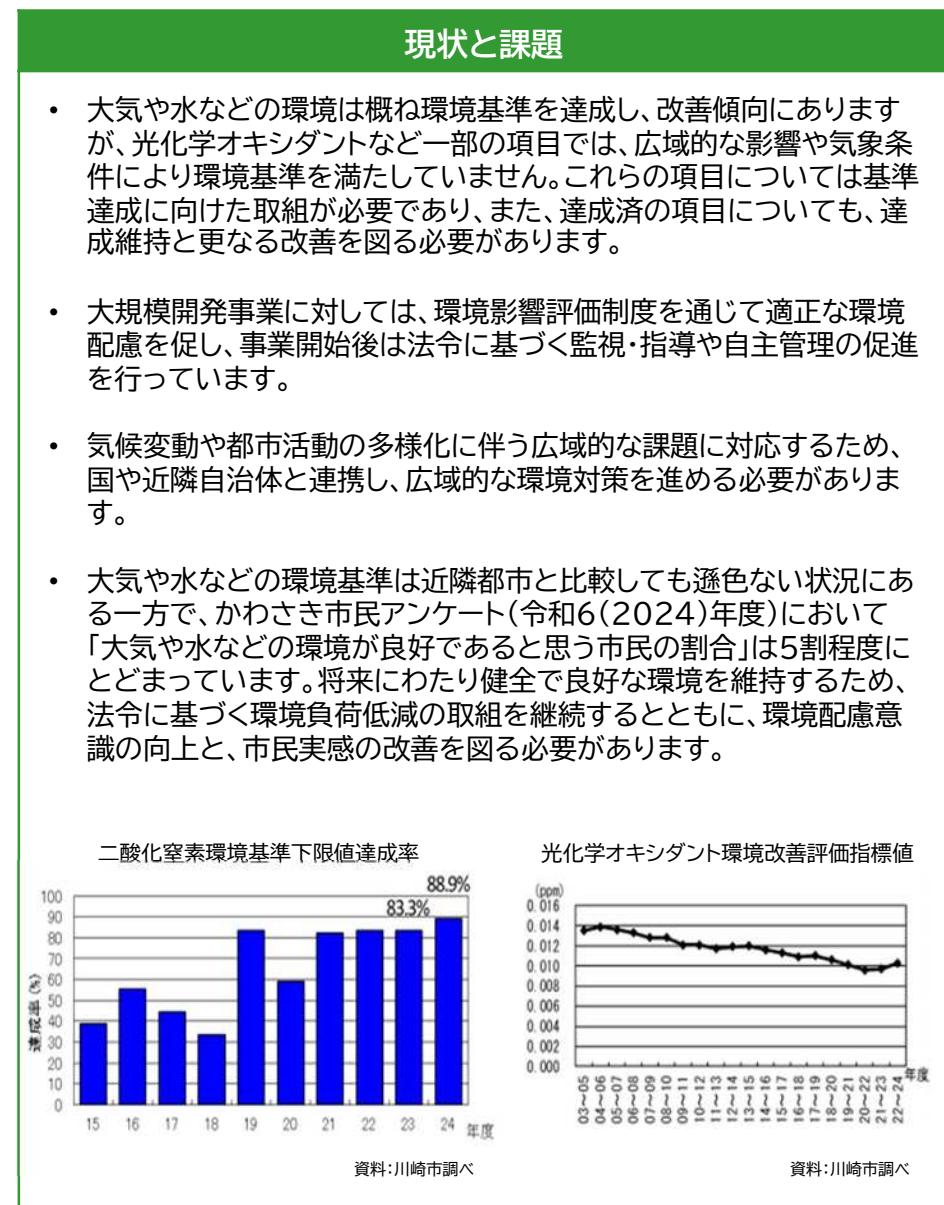
地域環境対策の推進

施策の目標
大気や水などの地域環境が高い水準で維持されている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
二酸化窒素の環境基準下限値0.04ppmを達成した測定局の割合(環境局調べ)	88.9% (R6年度)	94.4%以上 (R11年度)
河川のBOD、海域運河部のCODの環境基準値適合割合(環境局調べ)	100% (R6年度)	100% (R11年度)
光化学オキシダント環境改善評価指標値(環境局調べ)	0.0103ppm (R6年度)	0.0103ppm 以下 (R11年度)

関連するSDGs	
----------	--

関連する主な個別計画	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画 大気・水環境計画
------------	--



取組の方向性

- ・ 更なる環境改善及び環境基準等達成の維持に向けた、環境の状況把握と発生源対策の着実な実施
- ・ 大規模開発事業の実施前における適正な環境配慮に向けた、適切な環境影響評価の推進
- ・ 更なる環境負荷の低減に向けた、多様な主体と連携した環境配慮意識の向上の取組と事業者の自主的な取組等の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
大気・水環境保全事業	光化学オキシダント等の原因物質の一つであるVOC対策や水環境に関する情報発信、近隣都県市等と連携した取組を実施し、環境配慮意識の向上を図るとともに、事業者の自主的な取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ VOCの排出削減に向けた事業者ヒアリング（毎年度） ・ 河川生物調査の実施（毎年度）
環境常時監視事業	関係法令等に基づき大気や水質等を常時監視するとともに、放射能関連施設周辺等において環境放射線等モニタリングを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視結果のホームページでの公表（毎年度）
大気・水質発生源対策事業	法令に基づく監視・指導を行うとともに、環境行動事業所制度等を活用した環境負荷低減に向けた事業者の自主管理の促進により、大気汚染・水質汚濁の発生源対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業場への立入調査の実施（毎年度） ・ 事業者の自主管理促進に係る情報発信の実施（毎年度）
環境影響評価事業	大規模な工事や開発事業などの実施にあたり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を総覧の上、環境影響評価審議会の意見を聴き、市民意見も踏まえて、環境の保全の見地から審査し、環境の保全について適正な配慮を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価手続の実施（毎年度）
地域環境共創推進事業	大気・水環境に関する出前授業やイベントによる環境教育等の実施やSNS等さまざまな媒体を活用した情報発信、ワークショップ等を通じた市民・事業者との協働連携などの取組を推進します。また、大気・水環境計画改定の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮意識の向上を促す各種環境イベントの実施（毎年度） ・ 「大気・水環境計画」の改定の方向性のとりまとめ（R11年度）

施策 3-2-1

協働・共創によるみどりのまちづくり

施策の目標
多様な主体による協働・共創を通じてみどりが育まれている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
協働の取組により植樹した本数(建設緑政局調べ)	143万本 (R6年度)	178万本以上 (R11年度)
緑のボランティア活動団体数(建設緑政局調べ)	1,409団体 (R6年度)	1,409団体以上 (R11年度)
多摩川を訪れたことのある人の割合(市民アンケート)	64.4% (R7年度)	65.2%以上 (R11年度)

関連するSDGs	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	11 持続可能な都市を達成する	12 つくる責任つかう責任	13 温室ガスに取り組む	14 海洋生物を守る	15 種の豊かさを守る	17 パートナーシップで目標を達成しよう
----------	---------------	-----------------	-----------------	---------------	--------------	------------	-------------	----------------------

関連する主な個別計画	・ 緑の基本計画 ・ 新多摩川プラン ・ 生物多様性かわさき戦略
------------	--

現状と課題																		
<ul style="list-style-type: none"> 本市には、多摩丘陵や多摩川などの貴重な自然や、特色ある公園緑地が存在しています。これらのさまざまな緑は、生物多様性の保全など地球環境において重要な役割を果たすとともに、都市の基盤として生活空間にうるおいややすらぎ、人と人のつながり等をもたらすなど、多様な機能や効果を有することから、こうしたみどりの価値を最大限に活用し、まちづくりに取り組んでいくことが必要です。 市民、企業、学校など、多様な主体による協働・共創の取組等により、みどりを通じて、暮らしやすく、住み続けたいまちの実現をめざしています。 こうした中、本市の多様なみどりを活用したさまざまな活動や、全国都市緑化かわさきフェアを契機として生まれた新たな関係性や取組を通じて、みどりを育み、みどりをきっかけに人と人が地域でつながるまちづくりを進めています。 一方で、緑のボランティア活動団体の高齢化等に伴い、活動の持続性の確保が困難になるなどの課題が生じていることから、若い世代の参加や参加者の知識・経験に応じた支援など、人材確保・育成の取組を進める必要があります。 地域の自然に触れることで、自然や生き物への興味を育めるよう、身近な生き物に関する情報発信等を行っています。生物多様性への配慮意識をさらに高めていくため、より一層、取り組んでいく必要があります。 <p style="text-align: right;">協働の取組により植樹した本数</p> <table border="1"> <caption>協働の取組により植樹した本数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:川崎市調べ</p>	年	本数	H22	10	H24	31	H26	61	H28	81	H30	95	R2	111	R4	125	R6	143
年	本数																	
H22	10																	
H24	31																	
H26	61																	
H28	81																	
H30	95																	
R2	111																	
R4	125																	
R6	143																	

取組の方向性

- ・ 多様な主体のつながりを活かした、協働・共創の取組による都市緑化やグリーンコミュニティ形成の一層の推進
- ・ 多摩川や多摩丘陵などの保全や活用の推進
- ・ 生物多様性への配慮意識向上等に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
都市緑化推進事業	緑化フェアを契機として生まれた、学校と地域を花やみどりでつなぐ協働の花苗育成の取組や、「みどりの事業所推進協議会」を通じた事業所緑化の取組など、市民、企業、学校等との協働を通じて、都市緑化を推進するとともに、こうした取組を広く情報発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの育てた花苗による、公園やまちなかなどの緑化（毎年度） ・ 2027年国際園芸博覧会への出展（R8～9年度）
グリーンコミュニティ推進事業	公園等における持続的な協働の取組を推進するため、みどりに関わる人材の育成や発掘、活動団体への支援などをを行うとともに、多様な主体のつながりを活かし、協働・共創の取組を進めることで、一層のグリーンコミュニティの形成を図り、地域の魅力向上や活性化をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に親しまれる、特色ある公園づくりに向けたモデル事業の推進（各区：R8年度～） ・ 公園を活用する方法等を掲載した「公園使いこなしスタートーブック」の更新（隔年）
多摩川施策推進事業	「新多摩川プラン」に基づき、水辺の賑わい創出に向けた取組を推進するとともに、水辺の楽校の活動支援や流域自治体との連携による協働の取組、二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる環境学習・情報発信の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業報告書「多摩川は今」の公表（毎年度） ・ 水辺の賑わい創出に向けた協定等に基づくイベント実施（毎年度）
里山管理協働事業	市民・企業・学校等との協働により、緑地の保全活動や環境教育、わんぱくの森事業による自然体験プログラムなどを実施し、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働による緑地保全地区数（～R11年度：3地区以上） ・ わんぱくの森事業による自然体験プログラム実施（毎年度）
生物多様性推進事業	かわさき生き物マップを用いた身近な生き物探しや、ホームページでの情報公開、イベント等でのパネル展示など、さまざまな媒体を活用して情報発信していくことにより、市民の生物多様性への配慮意識向上を図り、地域に息づく生き物の生息生育環境への理解が深まるよう取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な生き物探し等の投稿（毎年度） ・ 生き物生息調査の実施（毎年度）